〇議長 内海 猛年君

次に7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党の松岡でございます。通告書に従いまして質問させていただきます。

件名1、交通安全対策についてでございます。

実は、令和の1年につきましても交通安全について言及させていただきまして質問させていただいておるんですけども、今回また新たにということで質問させていただきます。

地域で抱える交通安全の課題に対して、施設等の改善措置は所管に関わる事項でありますので、 それぞれの警察関係を含めてですね、現行規則やガイドラインの基準に従って対策が講じられて いるということで、なかなか抜本的な対策につながらないことも多々あるんじゃないかなと思い ますし、実際そのようなことが起こっているということに思います。

しかしながら、このようなルールというのは、あくまでも住民の皆さんがそういった交通に関しまして、自分の安全を確保することができなければ何にもならないと。そういう観点からしますと、行政をつかさどる町にとってはですね、抜本的な改善措置につながるように、どうしてもそこまで言及していく、または対策を施していくべきであるというふうに考えて、その視点に基づいて今回質問をさせていただきます。

なお、令和1年のときにお聞きした町長の答弁でありますけども、やはり町長のほうも御理解いただきましたけども、やはり関係機関等のですね、そういったガイドラインとか規則があるので、私も重々承知はしてるんですけども、改めて町の姿勢はそうであってはならないという観点で質問させていただきます。

要旨1、安全対策の実施状況。これについてはここ1~2年の我が町の交通安全対策の実施状況について伺います。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

それでは、直近の2か年度の交通安全対策の状況につきましてお答えいたします。

交通安全施設につきましてはガードレール、ガードパイプが令和3年度で3件、ポストコーンが3年度で5件、4年度で1件、道路標示などの区画線が3年度で4件、4年度で3件設置いたしております。

交通安全の推進につきましては、毎年、春と秋の2回、早朝街頭指導及び広報車による巡回を 実施し、併せて横断幕とのぼりによる交通安全啓発を行っております。

また、小学新1年生には黄色の交通安全帽子を配布して、運転者に注意を促しております。

令和4年7月には折尾警察署と合同で芦屋海岸駐車場にて飲酒運転撲滅の声かけ、リーフレット配布を実施したほか、令和5年3月には芦屋交番前で発生した交通死亡事故を受けて、スーパーはまゆう駐車場においてD J ポリスによる交通安全啓発の声かけ、リーフレットとノベルティの配布を行い、交通事故防止に努めております。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

町のほうはですね、安全対策を適切に推進しているという答弁でございました。まあ、そうい うことなんだろうと思いますけれども、町民のですね、皆様からの御要望に対して、このような 安全対策はどのように措置されるのかお伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

町民の皆様からの要望に対する安全対策措置はどのように行われているのかについて、お答え いたします。

交通安全対策はハード面であります施設の整備と、ソフト面であります交通ルールやマナーの 啓発などに分けられるのではないかと考えます。

施設の整備につきましては、町民の皆様の御要望を自治区で取りまとめていただき、地域要望 として警察や道路管理者への協議・要望を行っているところでございます。

ルールやマナーの啓発につきましては先ほど申し上げましたように、交通安全期間中での早朝 街頭指導や広報車による巡回など、関係機関等と協力しながら交通事故防止に向けて取り組んで おります。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

今の答弁でございましたけれども、施設要望につきましては自治区で取りまとめてもらって、 関係機関へそれを受けて町のほうが要望しているという答弁だったと思います。

それではですね具体的に対処をどうされてるかお伺いしたいと思うんですけども、今年の3月にですね、中央病院の下の交差点の信号につきまして、音声付の信号機が設置されました。これにつきまして、設置の経緯と措置はどのようにして行われたのかお伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

それでは、芦屋中央病院下の交差点にある音声付信号機に関わる設置の経緯等についてお答えいたします。

特別なケースといたしまして、令和4年4月に視覚障害のある方から「病院からエレベーターを利用して調剤薬局に行くとき当該交差点を横断する必要があるが、音声付の信号機でないと渡りづらく、危険である。」との相談・要望を受けました。町で検討した結果、芦屋中央病院は総合病院であり、町内はもとより近隣市町村の住民の利用も多数あり、視覚障害のある方がほかにもいると思われましたので、当該交差点の利用者の安全確保のため、当該箇所における音声付信号機の設置について折尾警察署長宛てに町長名で要望書を提出いたしました。

その後、折尾警察署、福岡県公安委員会の審査を経て同年9月に、年末か令和5年の1月中に 設置する旨の連絡がありましたが、最終的には都合により3月に設置されております。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

この件につきましては、音声付の信号機ということで町内3か所目になると私も思いますけれども、この点は高齢者の方、または障害をお持ちの方、そういったところで非常にですね、音声付っていうのは効果があるし、安全上ふさわしいという思いますので、非常によかったことだと私も思います。

そういうことですけれども、今回の要望ですけども、通常であれば自治区まとめて環境住宅課のほうにそういう相談が――、要望が上がるというところもあるかと思うんですけども、議員としてもやっぱりそういった御要望を承ることもありますので、その辺りは区長さんあたりと相談をしながら、御要望をしてまいりたいと考えますけども、今回は町民の皆さんからそういった要望をですね、出されたということで、町長宛ての手紙とかいろいろやっぱりあると思うんで、自治区を通さないような中で、そういった手段を講じて対応していただけるっていうことも重要かと思いますけれども、ただ、今の答弁の中にありましたけども、町で検討した結果ということで今回受け付けて、それを折尾署のほうに要望を提出したということですけども、この検討した結果というところですけども、これはですね、どこで審議されて、どのようにしてこれ決定されたものなのかお伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

先ほどの件につきまして、どこで審議され決定したのかについてお答えいたします。

町民の方から相談・要望を受けた後、音声付信号機の設置主体が県公安委員会であるため、環境住宅課内で調整を行い町長名で要望書を提出したものでございます。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

これは環境住宅課の中で審議されて、要望あったものについてはそこで検討されるという御回答だと思うんですけども、それではですね、環境住宅課に要望、町民の皆さんからそういった要望があった場合は何を検討してるか、ただ、この要望書についてどこに出すべきかということだけを検討されてるんですか、お伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

それでお答えいたします。

現在では、自治区から地域要望書を環境住宅課へ提出していただき、環境住宅課内で担当となる部署を確認し、町道であれば都市整備課へ、国道や県道であれば北九州県土整備事務所、横断歩道の設置など公安委員会に係る案件につきましては折尾警察署に協議・要望を行っております。 以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

それでは要旨2に移りますけども、町の交通安全に係る課題についてということです。

今ありましたように、検討は環境住宅課、そこで受けてどこにこの要望を上げるべきか、それを確認をする程度というような御回答がございました。関係機関との要望書の提出についてはですね、実は令和3年の3月だと思いますけど、前回条例が2つございまして、交通安全対策会議条例というのがございました。これは全く機能してないということで、それに関わる実施計画も策定されてないということで、今回、交通安全推進協議会設置条例の中にそういった文言を入れて、統合された内容で町の安全対策が実施されるようになったんじゃないかというふうに思うわけですけども、これについてですね、そういったことで、今の条例の中の第3条にですね、町の

安全対策会議の項目の1項目が盛り込まれてるような状況にありまして、関係機関に対する要請 というのがございます。

「第3条 協議会で決定したことに関して、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。」という文言でございます。

そういうことで今回、中にそういった案件があるんですけども、この条例に基づいた協議会の 設置条例。それと、ここでも1つ要請を上げるようなことができるわけですけども、町としての 先ほどの要望に関して環境住宅課に向けた要望と、ここで検討する要望の違いっていうのは何か あるのか、この点についてお伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

芦屋町交通安全推進協議会から提出されます要請についてお答えいたします。

令和2年第1回定例会におきまして、交通安全に関しての町の責務及び芦屋町交通安全推進協議会の役割を明確にし、交通安全をさらに推進していくために、同協議会設置条例の一部を改正しております。改正した条文は、第1条では、町は関係団体等と一体となって、交通安全の推進並びに交通環境の整備、改善及び交通事故の防止を図ることを目的としております。第2条の所掌事務では、第4号で、良好な交通環境を確保するための交通安全施設等の改善整備の推進に関することに改めております。

松岡議員がおっしゃられております第3条では、当協議会において決定した交通安全に関する 要望について、警察や道路管理者など関係機関に対し、しっかり要請していくように新たに条文 を加えております。

このように具体的に明記したことにより、自治区からの地域要望や協議会委員の方が所属しております区長会や、PTAなどの関係団体からの要望を協議会の中で取りまとめ、関係機関と情報共有をしながら交通安全推進に交通安全施設も網羅することにより、一体的に芦屋町における交通安全対策を推進していくことができると考えております。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

対策としてですね、今の答弁は一体的に町として、一体的に対応していくという御回答ですけれども、私はちょっとここで疑問を感じるわけですけども。 芦屋町の交通安全推進協議会の設置条例、ここを構成するメンバーっていうのはこの条例の中にうたわれておりますけど、19名が

それぞれの関係機関からこられました委員をもって構成されているわけでありますけども、その中にはですね、折尾署とか交通安全協会を含めてそういった、こちらからですね、要望する提出 先の方も一応参加されてる中で協議されるわけですね。

ただ、いろんな要望上がってくるわけですけども、対策も講じられるわけですけど、抜本的なものっていうか、そういった委員の方が含まれる中でですね、町が主体となるような指導すべき、要望すべき事案がですね、適切にちょっと処理されないんじゃないかと私は思うんですけど、この点はいかがですか。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

芦屋町交通安全推進協議会設置条例の改正後、新型コロナウイルス感染症の影響により今まで 対面での協議会は開かれておりません。

松岡議員のおっしゃるとおり、会議の場で関係機関に対しての協議や要請は難しいのではないかということでございますが、今後、町に出されました御要望は原則、協議会において協議要請を行うことになります。ただし、交通安全対策の案件や時期によっては協議会に諮らず、個別で協議要請を行うなど何らかの対応が必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

はっきりちょっと分かりませんね、今の答弁では。私がちょっと質問してるのはですね、この 条例としては、適切に町民の皆様からの要望を適切に処置できるというふうにちょっとお考えに なってるのか、明確にこれだけ答えていただきたいと思います。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになると思いますが、原則は交通安全推進協議会の中で協議・要請を 行っていきます。ただし、先ほど申し上げましたように、交通安全対策の案件や時期によっては 個別で協議・要請を行う必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

それではですね本題になるんですけど、要望等の対応については今、お伺いしたとおりである と思います。

私が今回申し上げたいのは、前回もそうでしたけれども、粟屋区の黄色信号点滅の不具合ですね。これについては2キロにわたって点滅信号が、岡垣方面から下のボート場の出口の道路まで全部点滅信号ということで、まあ、事故が起こったわけですけど、私もあそこをよく使うんですが、やはり黄色点滅なのでボタンを押して青に変わっても――、歩行者用の横断の信号が青に変わっても車が通るんですね、走るんですよ。あそこものすごく不具合があって。そういうことで、この点について町のほうは、この実態をどのように把握しておられますか。お伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

平成28年に発生しました子供さんへの事故、黄色点滅信号機の実態についてお答えいたします。

栗屋区内におきましては、国道495号上にあります芦屋町西入口、栗屋公民館前、栗屋入口の各交差点に黄色の点滅信号機が設置されております。特に栗屋公民館前交差点は、町道から国道495号に出るとき左右がS字カーブになっているため見通しが悪い状態です。また、平成28年の夏には、ラジオ体操帰りの小学生の列に信号無視の車が接触した交通事故があっておりますことは御承知のとおりです。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

それではですね、今言われたようにもう状況は皆様に報告したとおりで、非常に危ないってい うのがお分かりになったかなと思うんですけど。栗屋区のほうからもそういったことで御相談を かなりやってるみたいですけど、この要望についての対応措置はどのように図られたのかお伺い いたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

要望の対応措置についてお答えいたします。

事故の後、児童の保護者や地元粟屋区から「点滅信号機を半感応式信号機に変更してほしい。」 との要望を受け、折尾警察署と協議を行いましたが、十分な道幅で道路が交差していることや、 なおかつ、それぞれの交差した道路の交通量が多いことなど、道路状況や交通量の多少の理由か ら設置できないとの回答を受けております。

また、以前から栗屋公民館前の横断歩道は歩行者と車による接触事故が発生しているため、道路管理者である県土整備事務所へカラー舗装などの注意喚起を促す表示を要望し、車道に「この先信号機あり」の表示と、赤色のカラー舗装を行い視覚からの環境改善が行われております。 以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

今、答弁があったとおりですね、なかなかこういった警察行政の決まりがあってそれをクリアできないからそういった要望には応えられないとか、一部応えられないと。今の対策でどうにかしのいでくれというようなお話です。

そういったことが多々あるわけですけども、私はやっぱり町民の皆さんの生命を守る責務が行 政側にはあると。そういう観点からしたらですね、特に町民の命を預かる私たちでありますので、 行政側としてもですね、仕方ないなと引き下がるわけにいかないと私は考えるわけです。

そういうことで、このような状態に陥った場合、町としての姿勢ですけども、これはどうあるべきと考えるのかお伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

そのような場合の町の対応についてお答えいたします。

地元から要望がなされれば、町といたしましても警察に対して協議・要望をしていきたいと考えます。要望を続けていくことで、地元や町から交通事故をなくしたいという熱意を伝えていくことが大切であると考えます。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、今引き続き、要望等に応えていくためのそういった継続してですね、行ってい

くということでありますので、町民の皆さんの命を守るという観点で、この設置基準を変えないとなかなか難しいところもあるかと思うんですけども、こういったことも粘り強く要望してですね、必ずその事故が起こらないような装置、施設の環境整備、これについてはですね、最善をしていただきたい。行政自らですね、町民の皆さんを引っ張ってそういうような形で守っていただきたいと思うし、町民の皆さん、また地区の皆さんもですね、そういったことでみんなで一致協力で声を上げて戦って勝ち得ていきたいと思いますので、支援を賜りたいと思います。

それでは2件目に移りますが、2件目はですね、地域コミュニティーの関係団体との支援についてです。

この件についてはですね、6期の総合振興計画の中にもうたわれておりまして、今日の朝、本田議員からもいろいろ質問があってたわけですけども、やはりそういったコミュニティーを活動を活性化するためにはですね、非常に支援をしていただければならないと思うんですが、私は実はですね、これもう2~3年私ずっと考え続けて何か案がないのかなと思ってたんですけど、特に地域づくり、人づくりですね。これは疲弊してる状況がずっと続いてる。

今回皆さんも御存じと思うんですけど、国際交流協会とかですね、皆さんはちょっと御存じないかもしれない、寡婦会がもう活動停止してると。それもやっぱり、中心になってきた方が――、担い手っていうか、役員の方がいなくなったからという話で、どうも活動を止めないといけないのかな、できないのかなっていう形で、だんだんとですね、地区のですね、活性化、コミュニティーの主体はあくまでも、やはり自治体なので、町行政としてもそこに力を入れて、もう自発的に自治区が頑張っていただけるような応援をされているし、取り組んでおられると思うんですけども、私が見る限りやはり、どっかでやはり画期的な取組をやらないとですね、芦屋町のコミュニティー、これは町がよくなるための活動なんで、これが活性化しないと厳しいんじゃないかと。このままずっと置いてたら今言ったように老人会もなく婦人会もなくなってるわけですけど、そういうコミュニティーの団体がなくなるんじゃないかと。そういうことを危惧するわけですね。そういうことなので、現在町はそういったコミュニティーを支えている諸団体が疲弊している

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

状況にはどう捉えているのか、まずお伺いいたします。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

関係諸団体の状況をどう捉えているのかについてお答えいたします。

芦屋町における地域コミュニティー団体は地縁団体や地域をより良くするために活動を行う組織やグループとなります。防災関係では自主防災組織、学校では小中学校のPTA、体育関係ではスポーツクラブ、福祉関係では老人クラブや地域ボランティア団体などがあり、その中で地域

コミュニティーの核となるのは自治区ではないかと考えます。

芦屋町にかかわらず、全国的に少子高齢化が進み、また、社会状況の変化により役員の成り手・ 担い手不足、会員の減少など、地域コミュニティーが停滞、後退しているのは御承知のとおりだ と思います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により活動自体も縮小されました。松岡議員がおっしゃられるとおり、地域コミュニティーの活動の停滞、後退だけは避けなければならないと考えております。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

こういうことで諸団体がどうも後退、疲弊状況にあるということですけども、全体的にですね、 この地域コミュニティーについてですね、この諸団体の疲弊、そういった後退することに伴って このコミュニティー活動にどういう影響を及ぼすのかお伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

関係諸団体の活動停止に伴う地域コミュニティーへの影響について、どのようなことが考える かについてお答えいたします。

地域コミュニティー活動が停滞、後退いたしますと、次のようなことが考えられます。1つ、住民同士の交流やコミュニケーションの減少により、孤立感を抱き社会的なつながりを失うこと。2、コミュニティーが維持されない場合は、地域の目がなくなるため犯罪が増える可能性があること。3、災害時における共助が難しくなるため、住民同士の協力や連携が不足するため災害への適切な対応ができなくなるなど、社会的な結びつきや地域全体の発展に対する影響を生じる可能性があります。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

地域コミュニティーの影響はですね、計り知れないものがやっぱりあるのじゃないかなと思います。あくまでも、この核となるものは自治体、自治区になるわけですけど——、失礼しました、自治区になるわけですけど。こういった諸団体がなくなって少なくなればなるほどですね、コミ

ュニティー活動に対する影響も計り知れないということが分かるかなと思うわけですけども。そ ういった中で、行政としてはですね、こういった諸団体に対しての責務というか、支援の責務、 役割とはどういったものがあるのかここでお伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

〇環境住宅課長 村尾 正一君

行政の責務と役割について、お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、地域コミュニティーの核となるのは自治区が担っておりますが、加入率の低下や役員の成り手、担い手不足が長年の懸案事項となっております。そのため町といたしましては、自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議の活用とともに効果的な施策を検討・実施し、自治区活動を支援いたします。

また、自治区への財政的な支援として自治区活性化事業交付金の交付、及び人的支援として自治区担当職員制度による自治区活動への参加を継続して実施してまいります。

このように、引き続き自治区活動を支援していくことで、防災や社会福祉などを含めた地域力 を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

今、答弁のあったようにですね、自治区も含めてですね、やはり、だんだんと活動が鈍っているっていうことを、行政側も掌握しているということだろうと思うんですけど。

私も先ほど言いましたように振興計画でもこれはずっとやっぱり課題となってて、町としても町長以下ですね、頑張っていただいて、人づくり、地域づくり・人づくりってのは、盛り立てていただいてるって思うんですが、先ほども言いましたように――、本田議員が言いました――、地域の話をされて、福祉関係もですね、いろんな高齢者対策を一緒にやったりとか、そういったコミュニティーに対しても、各担当課の中では福祉とか学校とか、そういうのを含めてですね、それぞれの課で頑張ってもらっているところだと思うんですね。人づくりもそうだろうし、地域づくりについての関連もあるかと思います。特に職員制度もありますし、担当職員制度の話もあります。

けれど、そういった自治区の課題にもですね、真摯に取り組んでいただいて頑張ってるんです けども、この疲弊状況がだんだんと続いているので、私もどうにかならんかなと思ったんですが、 良い案はないかなとずっと2年間ずっと考えてる中で気がつかなかったんですが、実は本を開い ておりましたら、ちょっと目についたんですが、やっぱり新たな取組や、そういったものをやっていかないといけないってことは分かってるんですが、手段方法は何かなと考えておりました。

その中で、東京都市大学の環境学部の室田教授っていう方がおられるんですが、その人が寄稿されてる中で、3つあったんですけども、特に我が町に関係するところですが「多様化するコミュニティーの新たな担い手確保に向けて」という題した寄稿文が載っておりました。

その中で、それぞれの分野に詳しい担い手を確保するための仕組みづくりや、その担い手が活躍しやすい場づくりが重要であるということに言及されておりまして、住民の中にはですね、それぞれ趣味や特技など好きなことや、ここに――、失礼しました。趣味や特技など好きなことやそういったものに取り組んでおられて、個々やグループで活動を行ってる方がおられると。その活動はその分野のグループの中で活発であっても、実は自治区、自分たちの居住することに関してはですね、ちょっと無関心。それがつながらないと。そういうことで地域の解決や魅力づくりにつなげることがないという場合が多いらしいです。私もそうだと思うんですが。こういったものをですね、どうにか地域コミュニティーの中につなげられないのかなあと。どうかならんかなと思ってるんですが、これは非常にいいことだなあというふうにちょっと考えたわけですね。

そしてずっと見てみますと、実は多くの自治体で協働事業提案制度というのがございまして、各自治体でですね、地域づくり、人づくりをするために、そういった協働の提案制度を設けて、そこに自治体が補助金を出してですね、これ5人から6人ぐらいのグループ以上でそれぞれ活動して、趣味とか、そういうところのつながりで、うちで言えば、そういったこともあるし、防災士の資格を取った方とかそういう方もおられたりとか、そういう面とかですね。今先ほどちょうど朝の話から先ほどから何回もやってますけど、考えたところによると、やっぱりああいったあれ何ですかね、ラジオ体操が好きな人5人ぐらいおるか分からないんですけど、そういった人たちも活用できるような、まあグループがいっぱい立ち上がればですね。ただしその人たちは地域については全く無関心、そういう状態があるかなと思うんですが、まあどういった形かなんかで、小グループの協働の提案制度の中でつくられた仕組みを、まあ特技とか趣味とかそんな人たちの活動をですね、コミュニティーにつなげられないかなとちょっと思ったんですね。これは良いことだなと思ったんですけども、やはりそういったことができればと思うんですけども、この点をちょっと聞きたいんですが。

この協働事業提案制度については、町は同じようなものがあるかと思うんですが、この点いかがでしょうか。お伺いいたします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

協働事業提案制度の導入ということでお答えいたします。

この協働事業提案制度に類似している現在の芦屋町の支援策としましては、芦屋町人材育成補助金がありまして、平成19年4月に施行しています。この補助金の趣旨は、芦屋町のまちづくりに必要な人材育成の向上を図り、活力あるまちづくりを推進する事業に対し補助金を交付し、補助対象者は町内に住所または勤務地を有する20歳以上の者で、補助対象事業はまちづくり推進事業とし、事業内容は伝統文化や産業の振興及び地域活動の活性化等のために行う実践的活動で、補助金の額は事業費の4割以内とし、20万円を限度額としています。

しかし、近年はこの補助金の利用がない状況です。第6次総合振興計画は将来像を「人を育み未来につなぐ 芦屋町」としており、4月の選挙の町長マニフェストにも人材育成補助金の拡大が掲げられております。現在、担当課の企画政策課において、来年4月の施行に向けて住民の皆さんなどが利用しやすくなるよう補助金交付要綱の見直しの検討を行っているところです。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

それでは今利用状況も悪いということですけど、じゃあ実態はこの人材育成事業補助金制度の 活用状況詳しく説明をお願いします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

芦屋町人材育成補助金の活用状況についてお答えします。

今まで2件の交付実績があり、平成20年度に「洞山保存会」が実施した「平家物語 筑前琵琶、尺八、語りと舞いの公演事業」、平成22年度に「祭りあしや実行委員会」が実施した「祭りあしや開催に伴うまちづくり推進事業」です。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

活用状況が非常にあんまりよくないというような状況かと思うんですけど、やはり理由としてはですね、この低迷している要因がどこかにあるんじゃないかと思うわけですけど、補助金が十分でないとか、この補助金制度を知らないとかですね、それからこれについての活性化関心度を

上げるための工夫がなされてないとか、利便性が悪いとかいった内容のことじゃないかなとはちょっと思われるんですが。やはりこれをコミュニティーの中の人材発掘・育成につなげていくためには、こういったですね、補助金を使ってですね、皆さん、町民の皆さんがどしどし提案をできるようなですね、仕組みづくりをまずやらなくちゃいけないというふうに思うわけですけど、そういう面からすると、もう少し使い勝手がいいそういった補助金制度になるべきだし、環境を整えてやらないとなかなか進まないだろうし、普及啓発で、こういったコミュニティーに関しての活動に関して、町は後ろからしっかりとですね、支えてあげるんだよ。また、コミュニティーっていうのは町がよくなるためには不可欠であるということを皆さんにですね、訴えていかなければ芦屋町の活性化は図れない。もうずっとこのまま疲弊した状況で、何年、活動も鈍っていって自分たちの幸せの元となるものが失われるということだろうと思うわけです。

このですね、協働事業提案制度っていうのを私もあんまり知らなかったんですが、見てみますとインターネットの中にたくさんやっぱり盛り込んでおられまして、町でもですね、年間3~4件ぐらいの提案があってるというような状況であります。

これ、たまたまインターネットで見た兵庫県の三田市のやつなんですけど、これ 1 0 件ぐらい上がってて内容を読みますとですね、こんなものがあります。

「さんだ女子防災部」の活動ですね。それから「三田市野良猫問題解決のための啓蒙・啓発活動」。そういった内容とかですね、それ以外にたくさん、これあるわけですけど、今、例として二つ程度挙げましたけど、そういうことを提案すれば、いろんなですね、町ではいろんなことが提案できるんじゃないかなあと思うわけですね。そういったものに関わってる人たちが地域のコミュニティーに参加してくれたらいいな。

特に我が町では先ほど申しましたように、防災士も総務課のほうでですね、助成、町のほうで助成してもらって育ってるわけですね。町のそういった方を利用、使ってですね、防災士の人の5人グループをマイタイムライン私が常々言ってます防災対策のマイタイムラインの作成について、「ある時間ちょっと協力してくださいね。」と、ボランティア活動してもらって各地域に回ってもらう。そうすると、そういった中でもその人たちが今度は人材になるわけですね、発掘できるわけですよ。そういうことができるんで芦屋町でもですね、そんなグループを見つけようと思ったらたくさんあるんじゃないか。そういったことをやっていけばですね、これは人材発掘、人づくりがなかなか私は進まないと思ってたんですが、できるんじゃないかな。これちょっと1回提案してみようということで、今回、この一般質問の中でちょっと要望させていただいて取り組めたらと思うんですけど。

それで次はですね、そういった制度ができた場合の話ですけども、じゃあできてもですねなかなか、そういった人たちをコミュニティーにつけさせるとか、そちら持っていくようなところは

どこがするんかということになるわけですが、この点について要旨3ですけど、地域コミュニティーの体制の強化についてです。

担い手を確保するための仕組みづくりや、その担い手の活躍しやすい場をつくるためには、こういったですね、行政の中に旗を振る中心役がないとやっぱりいけんと思うんですよね。実際、ある程度担っておられるところもあるかと思うんですが、私はこの新たな取り組みについては、やはり旗振り役が要るんじゃないかと。こういったことに関して明確にできないのかちょっとお伺いしたいと思うんですが。お願いします。

〇議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

行政の旗振り役ということについてお答えいたします。

まず、各課の事務分掌というものがありまして、これは芦屋町事務分掌条例に規定しており、 地域コミュニティーに関する事項というものは環境住宅課の所管となっております。

しかしながら、地域コミュニティーの関係団体の所管は環境住宅課の自治区をはじめ生涯学習 課の社会教育関係団体、福祉課の社会福祉協議会、総務課の国際交流協会など、各担当課が分散 して、所管をしている状況にあります。

また、芦屋町役場の組織機構の見直しとしましては、役場の課長職を委員とする芦屋町事務改善委員会というものを設置しております。この委員会において、人材育成専門の担当部署ということではありませんが、組織機構のあり方の1つの考え方として、現組織においては地域コミュニティー、住民参画、男女共同参画、ボランティアなどの事務が各課に分散しているため、住民との協働に関する部署の設置についても検討を行っているところです。

この人材育成、発掘など地域コミュニティーの推進は非常に難しい問題ではありますが、各担 当課が主体性を持ち、地域コミュニティーに関する事項を所管する環境住宅課、町政の総合企画 及び調整に関する事項を所管する企画政策課など、関係課で連携した取り組みを行うとともに、 現時点ではこの環境住宅課、企画政策課が旗振り役として施策を推進していかなければならない と考えております。

以上でございます。

〇議長 内海 猛年君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

今、答弁ございましたけど、やはりこういった制度を設けて町がコミュニティーに力を入れる となるって、総合振興計画に関わっている諸施策の大きなところですけど、それを前進させるた

めには、やはり行政のそういった旗振り役が要るだろうと思うわけですね。

我が町は現在、行政の仕組みの中でやらざるを得ないので、先ほども私お話ししましたけど、 福祉は福祉、環境は環境、教育は教育、そういった中で取り組んでそれぞれで活躍はされてるん ですが、何せやはり、大きな市、これは町でも取り組んでる協働提案制度なんですけど、そこに 町の中に、町政の中でそういった旗振り役はあるかないか私確認しておりません。

しかしながら、市に至ってはですね、そういった組織の中には協働まちづくり市民とつくるま ちづくり推進課っていうのがあって、そこが中心になってって旗振り役やってるんですよ。

町だから、そういった仕組みがないから、それをやらないかとなったら、一番重要な人づくりとか、まちづくりができないじゃないですか。午前中に出てきた一般質問の問題なんかもほとんどこれですよ。人づくり、まちづくり。これなくして芦屋町を前進できるわけないじゃないですか。

だからここでですね、そういった場づくりとかみんなの力を結集する必要があるので、多くの人に賛同してもらった中でですね、5人グループで始め、それでもいいんです。でも、それをひっつけてあげる場をつくってあげるということが私は必要だと思うので、これについてはですね、もうまちづくりの礎は人づくりですから、そこに力を入れてほしいと思うんです。

地域コミュニティーの関係人口を創出すればですね、活動は活性化しますし、地域は絶対に元気になると思うんです。私は2~3年かかってやっとここまで来たんですけど、こういった糸口が見えたということは、非常に幸せで自分もそういった努力ができるなと思います。「人を育み未来につなぐ あしやまち」これを目指して一丸となって頑張ろうじゃありませんか。

以上です。終わります。

〇議長 内海 猛年君

以上で松岡議員の一般質問は終わりました。